

訪問看護ステーション恵庭すずらん運営規程

社会医療法人 恵和会

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 訪問看護ステーション恵庭すずらんは、健康保険法による指定訪問看護を行う事業所として、在宅療養者の生活の質の確保を援助する見地から、在宅療養者の家族における療養生活及びその心身の機能維持、回復を支援することを目的とする。

(方針)

第2条 訪問看護ステーション恵庭すずらん

第3条 訪問看護ステーション恵庭すずらんは健康保険法の基本理念が具現化されるよう配慮するとともに、恵庭市の地域との結びつきを重視し、他の保険・医療・福祉サービスと密接な連携をとり、利用者の健康維持に寄与する。

第2章 職員の職種、定数及び業務の内容

(職員の職種及び定数)

第4条 この事業所は次の職員を置く

管理者 1 名 看護師 1.5 名以上（常勤換算）

ただし、必要に応じて保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・事務職員等を増員又は配置することができきる。

(職務内容)

第5条 管理者は健康保険法並びに関係法令、監督官庁の指示に従い、諸君を管理し、適切な訪問看護を実施するよう必要な配慮を行う。

第6条 職員は管理者の命受けて、次の区分によりそれぞれの職務に従事する。

- (1) 保健師・看護師・准看護師は、医師の指示に基づき、利用者の介護に重点を置いた訪問看護の提供に従事する。
- (2) 理学療法士・作業療法士は、医師の指示に基づき、機能訓練等によるリハビリテーションに従事する。
- (3) 事務員は、一般事務及び庶務に関することに従事する。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日)

第7条 営業日は、土曜日及び祝日と日曜日を除く月曜日から金曜日までとする。また、次の期間については休業とする。

12月30日から1月3日まで。

ただし、状況によっては祝日と土曜日・日曜日及び上記休業日についても可能である。

(営業時間)

第8条 平日は午前9時から午後5時までとする。

第4章 指定訪問看護の提供方法及び内容

(訪問看護の提供方法)

第9条 指定訪問看護にあたっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、看護師等が訪問し、在宅において介護・リハビリテーション等の看護サービスを提供する。

(訪問看護の内容)

第10条 利用者に対する指定訪問看護について、次の通りとする。

- (1) 病状や障害の観察

- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 体位交換・食事・排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置

第5章 緊急時における対応法

(緊急時の対応)

- 第11条 看護師等が、現に指定訪問看護を行っているとき、利用者の症状に急変が生じた場合速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第6章 利用料に関する事項

(基本利用料)

- 第12条 指定訪問看護を提供したときは、基本利用料として健康保険法に規定する厚生労働大臣が定めた額の支払いを利用者から受けるものとする。

(その他の利用料)

- 第13条 次に掲げる指定訪問看護を提供したときは、その他の利用料として以下の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 長時間利用料（90分を超過した場合加算） 1週間につき520円
- (2) 時間外利用料（基本利用料に加算） 訪問1回につき210円
- (3) 深夜利用料（基本利用料に加算） 訪問1回につき420円

(4) 交通費 ※特別指示書での訪問のみ下記

(利用状況によって変更あり)

- | | |
|-------------------------|------|
| 1、一往復10キロメートル未満まで | 200円 |
| 2、一往復10キロメートル以上の場合 | 400円 |
| 3、休日及び時間外において営業車を利用した場合 | 実費 |

(領収書の交付)

第14条 基本利用料及びその他の利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

第7章 その他

(規程の実施日)

第15条 本運営規程は、令和5年7月1日から施行するものとする。

附則 この規定は令和5年7月1日より施行する。